

奈良市公報

号外第3号 令和3年3月条例

令和4年3月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
3	31	2	奈良市長の退職手当の特例に関する条例	人事課
3	31	3	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3	31	4	奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	市民税課
3	31	5	奈良市興行場法施行条例の一部を改正する条例	保健衛生課
3	31	6	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	産業政策課
3	31	7	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3	31	8	奈良市特別会計条例の一部を改正する条例	財政課
3	31	9	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	保健・環境検査課、保健衛生課、建築指導課
3	31	10	奈良市更生支援に関する条例	長寿福祉課
3	31	11	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例	地域教育課
3	31	12	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課
3	31	13	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
3	31	14	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課
3	31	15	奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例	土木管理課
3	31	16	奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	産業政策課
3	31	17	奈良市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例	土木管理課
3	31	18	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育政策課
3	31	19	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課
3	31	20	奈良市税条例の一部を改正する条例	市民税課、資産税課

条**例**

奈良市長の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 2 号

奈良市長の退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長の退職手当の特例について定めるものとする。

(市長の退職手当の特例)

第 2 条 平成 29 年 7 月 31 日において市長の職にあった者（以下「市長」という。）の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 29 号）第 7 条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、市長が退職した日限り、その効力を失う。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 3 号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 4 号

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

奈良市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年奈良市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項、第 8 条第 5 項及び第 8 項、第 9 条第 2 項並びに第 10 条第 2 項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 5 号

奈良市興行場法施行条例の一部を改正する条例

奈良市興行場法施行条例（平成 24 年奈良市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第 3 号から第 5 号までに掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、当該興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

第 4 条中「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 6 号

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和 2 年奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 7 号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第 24 条第 2 項中「100 分の 127. 5」とあるのは、「100 分の 130」と読み替えるものとする。

第 24 条第 1 項後段中「この場合において」の次に「、給与条例第 24 条第 2 項中「100 分の 127. 5」とあるのは「100 分の 130」と」を加え、「報酬」を「報酬」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 8 号

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

奈良市特別会計条例（昭和 39 年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良市市街地再開発事業特別会計の令和 2 年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（令和 3 年 3 月 31 日揭示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 9 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 38 の 2 項中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 960 614 1158"> 床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル以 内の場合 </td><td data-bbox="614 960 1067 1158"> 前項に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ当該手数料額 に 125,000 円を加算した額 </td></tr> </table>	床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル以 内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ当該手数料額 に 125,000 円を加算した額
床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル以 内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ当該手数料額 に 125,000 円を加算した額		

「 床面積の合計が 300 平方メー トル以上 1,000 平 方メートル以内 の場合	前項に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ当該手数料額 に 60,000 円（工場、危険物の貯蔵 又は処理に供するもの、水産物の 増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市 場、火葬場、と畜場、汚水処理場、 ごみ処理場その他エネルギーの 使用の状況がこれらに類するも の（以下この項、第 41 の 2 項、第 76 の 14 の 2 項及び第 76 の 14 の 3 項において「工場等」という。） である場合にあつては、17,000 円）を加算した額
床面積の合計が 1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方メー トル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ当該手数料額 に 78,000 円（工場等である場合 にあつては、22,000 円）を加算し た額
床面積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 5,000 平方メー	前項に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ当該手数料額 に 125,000 円（工場等である場合 にあつては、52,000 円）を加算し

に改め、「162,000円」の次に「（工場等である場合にあつては、

「トル以内の場合	た額	」
77,000 円)」を、「194,000 円」の次に「(工場等である場合にあっては、95,000 円)」を、「227,000 円」の次に「(工場等である場合にあっては、117,000 円)」を、「294,000 円」の次に「(工場等である場合にあっては、161,000 円)」		
を加え、同表第 41 の 2 項中	「床面積の合計が前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に 125,000 円を加算した額	を
」		
「床面積の合計が前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に 60,000 円（工場等である場合にあっては、17,000 円）を加算した額	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に 78,000 円（工場等である場合にあっては、22,000 円）を加算した額	
床面積の合計が前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に 125,000 円（工場等である場合にあっては、52,000 円）を加算した額		
は、77,000 円)」を、「194,000 円」の次に「(工場等である場合にあっては、95,000 円)」を、「227,000 円」の次に「(工場等である場合にあっては、117,000 円)」を、「294,000 円」の次に「(工場等である場合にあっては、161,000 円)」を加え、同表第 76 の 11 項及び第 76 の 13 項中		
「床面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
1 件につき 297,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700 円）	1 件につき 381,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300 円）	を
床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
1 件につき 381,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300 円）		
に、		
「床面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
1 件につき 154,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300 円）		
を		
「床面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
1 件につき 118,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300 円）		

方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	建築物適合計画である場合にあっては、18,700円)	に改め、同表第76の14の2項及び第76の14の3項を次のように		
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円)			
改める。				
76の14の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第7項及び第13項から第17項までにおいて「基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円(工場等である場合にあっては、34,000円)
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(工場等である場合にあっては、46,000円)
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき543,000円(工場等である場合にあっては、107,000円)
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき669,000円(工場等である場合にあっては、157,000円)
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円(工場等である場合にあっては、194,000円)
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円(工場等である場合にあっては、239,000円)
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円(工場等である場合にあっては、330,000円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき116,000円(工場等である場合にあっては、29,200円)
			床面積が1,000平方メートル以上のもの	1件につき152,000円(工場等である場合にあっては、41,000円)

			住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	上 2,000 平方メートル未満のもの	
				床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1件につき245,000円（工場等である場合にあつては、100,000円）
				床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1件につき320,000円（工場等である場合にあつては、150,000円）
				床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（工場等である場合にあつては、185,000円）
				床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（工場等である場合にあつては、230,000円）
				床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 583,000 円（工場等である場合にあつては、319,000 円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1件につき 18,700円
				床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
				床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
				床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1件につき 132,000円
				床面積が 10,000 平方メートル以上のもの	1件につき 166,000円

				上25,000平方メートル未満のもの	
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 207,000円
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 289,000円
76の14 の3	建築物エネルギー消費性能確保計画 変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査		床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき236,000円（工場等である場合にあつては、25,000円）
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円（工場等である場合にあつては、34,000円）
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（工場等である場合にあつては、46,000円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき543,000円（工場等である場合にあつては、107,000円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき669,000円（工場等である場合にあつては、157,000円）
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円（工場等である場合にあつては、194,000円）
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円（工場等である場合にあつては、239,000円）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円（工場等である場合にあつては、330,000円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査		床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき91,600円（工場等である場合にあつては、25,000円）

上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	方メートル未満のもの	る場合にあっては、21,200円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき116,000円（工場等であつては、29,200円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき152,000円（工場等であつては、41,000円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき245,000円（工場等であつては、100,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき320,000円（工場等であつては、150,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（工場等であつては、185,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（工場等であつては、230,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき583,000円（工場等であつては、319,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの 11,500円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 18,700円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
	床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき

			平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 132,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 166,000円
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 207,000円
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 289,000円

別表第76の15項中「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（）」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（）」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項」に、「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」に、

「床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円）」

を

「床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円）」

に、

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円）」

「床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円）」

を

トル未満のもの	円)	
「床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 115,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700 円）	
床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 151,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300 円）	に、「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能
向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建て」を「第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建て」に、		
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	を
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	1 件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる	に改め、同表第76の16項中「第29条第1項」を「第34条第1項」

のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	手数料額
--	------

に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第76の17項中「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（）」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（）」に、「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に」に、「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」に、

「床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）
----------------------------------	---

を

「床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円）
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）

に、

「床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）
----------------------------------	---

を

「床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円）
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）

に、「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建て」を「第36条第2項

において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対す

る審査のうち、一戸建て」に、

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査

を

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第 3 項の規定により記載された複数の

に改め、同表第 76 の 18 項中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」

建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査

に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第76の19項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「戸建住宅仕様審査」を「戸建住宅仕様等審査」に、「共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」に、「共同住宅仕様審査」

を「共同住宅仕様等審査」に、

「床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにつき378,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)」

を

「床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにつき293,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円)」
 「床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにつき378,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)」

に、

「床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにつき151,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)」

を

「床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにつき115,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円)」
 「床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにつき151,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)」

に改め、同表第132項を次のように改める。

132	飲食店営業等許可申請手数料	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の規定する飲食店営業の場合	1件につき17,600円(許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合(以下この項において「継続の場合」という。)については14,900円、露店形態の営業である場合については6,100円)
-----	---------------	---	--	--

				食品衛生法施行令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の場合	1件につき 6,100円
				食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の場合	1件につき10,600円（継続の場合については、8,800円）
				食品衛生法施行令第35条第4号に規定する魚介類販売業の場合	1件につき10,600円（継続の場合については、8,800円）
				食品衛生法施行令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
				食品衛生法施行令第35条第6号に規定する集乳業の場合	1件につき10,600円（継続の場合については、8,800円）
				食品衛生法施行令第35条第7号に規定する乳処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
				食品衛生法施行令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
				食品衛生法施行令第35条第9号に規定する食肉処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
				食品衛生法施行令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
				食品衛生法施行令第35条第11号に規定する菓子製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）
				食品衛生法施行令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）
				食品衛生法施行令第35条第13号に規定する乳製品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
				食品衛生法施行令第35条第14号に規定する乳製品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）

			35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の場合	については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第16号に規定する水産製品製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第17号に規定する氷雪製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第18号に規定する液卵製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の場合	1件につき17,600円(継続の場合については、14,900円)
			食品衛生法施行令第35条第21号に規定する酒類製造業の場合	1件につき17,600円(継続の場合については、14,900円)
			食品衛生法施行令第35条第22号に規定する豆腐製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
			食品衛生法施行令第35条第23号に規定する納豆製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
			食品衛生法施行令第35条第24号に規定する麺類製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
			食品衛生法施行令第35条第25号に規定するそうざい製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
			食品衛生法施行令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の場合	1件につき28,000円(継続の場合については、26,000円)
			食品衛生法施行令第35条第27号に規定する	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)

			る冷凍食品製造業の場合	
			食品衛生法施行令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の場合	1件につき28,000円（継続の場合については、26,000円）
			食品衛生法施行令第35条第29号に規定する漬物製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）
			食品衛生法施行令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
			食品衛生法施行令第35条第31号に規定する食品の小分け業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）
			食品衛生法施行令第35条第32号に規定する添加物製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）

別表第132の2項及び第132の3項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同表第138項中「8,640円」を「8,800円」に、「9,150円」を「9,310円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「53,790円」を「54,780円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「37,440円」を「38,130円」に、「6,060円」を「6,170円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「13,000円」を「13,240円」に改め、同表第138の2項中「7,090円」を「7,220円」に改め、「食品衛生法に基づく飲用適検査」の次に「（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。）」を加え、「91,100円」を「92,780円」に、「287,500円」を「292,820円」に、「1,850円」を「1,880円」に、

残留塩素	1項目につき 1,130円
------	------------------

を

残留塩素	1項目につき 1,150円
------	------------------

に、「32,910円」

を「33,510円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「37,440円」を「38,130円」に、「6,060円」を「6,170円」に、

その他の検査	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,320円
	特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,000円

を

その他の検査	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,400円
	特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,240円

に、

5項目検査	1件につき 4,320円
-------	-----------------

を

5項目検査	1件につき 4,400円
-------	-----------------

に、「43,710円」を

「44,490円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「7,200円」を「7,330円」に、

「過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき	4,320円	を	有機物（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき	4,400円	に、
	大腸菌又は大腸菌群	1項目につき		大腸菌	1項目につき	1,880円	
		1,640円		大腸菌群	1項目につき	1,670円	

を「15,810円」に、「14,190円」を「14,450円」に、「17,070円」を「17,380円」に、「40,010円」を「40,750円」に、「11,720円」を「11,930円」に、「34,970円」を「35,610円」に、「5,650円」を「5,750円」に、「4,930円」を「5,020円」に、「10,180円」を「10,360円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「3,180円」を「3,230円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、同表備考第7項中「の床面積」の次に「(増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第11項中「の床面積」の次に「(当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)」を加え、同表備考第12項中「増加する部分の床面積」の次に「」（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第13項中「の床面積」の次に「(増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)」を加え、同表備考第14項中「増加する部分の床面積」の次に「」（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第15項中「の床面積」の次に「(当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第16項中「増加する部分の床面積」の次に「」（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギ

一消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積」を加え、同表備考第17項中「の床面積」の次に「(当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)(増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 76 の 15 項から第 76 の 19 項まで及び第 132 項の改正規定(別表第 132 項を改める部分に限る。)は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第 76 の 15 項から第 76 の 19 項まで及び第 132 項の改正規定(別表第 132 項を改める部分に限る。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく許可(以下「旧許可」という。)を受けた者が、施行日以後の当該旧許可の有効期間の満了に際し、引き続き改正法第 2 条の規定による改正後の食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく営業(当該旧許可に係る営業が食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第 123 号)第 1 条の規定による改正後の食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条各号に掲げる営業に該当する場合に限る。)の許可を受けようとする場合の施行日以後に当該許可を申請したときに徴収する手数料の額は、この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第 132 項に規定する継続の場合における額とする。

(令和 3 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市更生支援に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 10 号

奈良市更生支援に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 罪に問われた者等及び支援者を孤立させない支援体制の整備等(第 7 条—第 10 条)

第 3 章 社会的排除の解消(第 11 条—第 14 条)

附則

罪に問われた者等の中には、厳しい生育環境や不十分な教育、本人の疾病や障害等の様々な要因により、安定した仕事や住居がなく貧困に陥ったり、薬物・アルコール等への依存等の課題を抱え、立ち直りに大きな困難を有する人が多くいます。

市民の生活を直接支える基礎自治体が提供する様々な制度や保健医療、福祉サービスは、罪を犯したかどうかにかかわらず、支援が必要な人に提供されるものです。しかし、困難を抱えて罪に問われた者等にとっては、自らの力だけで必要なサービス等にたどり着くことは容易ではなく、彼らをサービスまで導いて立ち直りを支える手立ても整っていません。さらに、地域社会の理解が進まないこと等によって孤立に陥り、その社会的スティグマや生きづらさから罪を犯してしまう者も少なくありません。

これらの負の連鎖を断ち切るため、本市は、再犯の防止等の推進に関する法律が定めた地方公共団体の責務を踏まえ、罪に問われた者等が地域社会に復帰し、一市民としての生活を送るために必要な支援を行うことで、罪に問われた者等の立ち直りを支え、ひいては犯罪の被害に遭う人を一人でも減らすことを目指します。

ここに、関係機関や民間の支援者、市民の皆さんと共に立ち直ろうとする人を受け入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて更生支援の取組を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市（以下「市」という。）における更生支援に関する施策の基本となる事項を定め、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進し、全ての市民が安全で安心して暮らせる誰一人取り残さない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罪に問われた者等 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- (2) 更生支援 罪に問われた者等が、地域社会において罪を犯すことなく生活することができるようにするための措置又は活動をいう。
- (3) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関及び更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が個々に抱える事情等の特性に応じ、必要と認められる支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会を共に構成する一員となることができるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が、地域社会を共に構成する個人として尊重されなければならないこと及び支援に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの認識の下に、行われなければならない。
- 3 更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、この条例の目的と基本理念に対して理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下に、罪に問われた者等が地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、早期かつ総合的に、途切れることなく必要な支援を受けられることができるようにすべきことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第4条第2項及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援等を総合的に行うための更生支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(関係機関等の役割)

第5条 関係機関等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの役割に応じて必要な支援を適切に行うことにより、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念や罪に問われた者等の置かれた社会的状況等について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 罪に問われた者等及び支援者を孤立させない支援体制の整備等

(孤立させない支援体制)

第7条 市は、更生支援に関する相談窓口を設置し、罪に問われた者等、その家族等及びその支援を行う関係者に対して、必要な制度の情報を適切に提供し、市及び関係機関等による適切な支援が行われるよう努めるものとする。

- 2 市は、罪に問われた者等に対する支援を行うときは、その内容に応じ、罪に問われた者等の個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。
- 3 市は、前項の支援をするに当たり、関係部局相互の緊密な連携及び各種の支援の調整を図るための体制を整備するものとする。

(連携協力を協議する場)

第8条 市は、法第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等との緊密な連携体制を整備し、情報共有及び協議の場を設けるものとする。

- 2 市及び関係機関等は、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報適切に取り扱わなければならない。

(人材の確保等)

第 9 条 市は、更生支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 10 条 市は、更生支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 社会的排除の解消

(地域社会における共生の配慮)

第 11 条 市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等及びその家族等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮するよう努めるものとする。

2 前項の配慮は、基本理念その他の第 1 章の規定の趣旨にのっとり行うものとする。

(日常生活等の相談)

第 12 条 市は、関係機関等及び市民等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等及びその家族等の生活状態等の事情を考慮し、日常生活等に関する相談に応ずるものとする。

(市民等の理解の促進)

第 13 条 市は、更生支援に関する施策の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第 14 条 市は、保護司会及び法第 14 条に規定する協力雇用主その他民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 11 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成 15 年奈良市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表神功バンビーホームの項中「奈良市神功二丁目 2 番地 神功小学校内」を「奈良市神功二丁目 1 番地 平城西中学校内・奈良市神功二丁目 2 番地 神功小学校内」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 12 号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

(奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

(奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

(奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 5 条 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和 2 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 13 号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 12 条の 6 中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 12 条の 12 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 16 条第 1 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第 3 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 21 条を次のように改める。

(保険料の減免)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと

認めるものに対し、その保険料を減免することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次のいずれかに該当する納付義務者又は被保険者

ア 地方税法第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者

イ 行方不明となつた者

ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者

(2) 次のいずれかの事由により収入が減少したことに伴い、その世帯の収入が著しく減少した納付義務者又は被保険者

ア 長期の入院又は自宅療養

イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等

ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由

(3) 被保険者又は被保険者であつた者で、法第 59 条各号のいずれかに該当することにより、保険給付の制限を受けたもの

(4) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者（同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

(5) 被保険者で、次のいずれかに該当することとなつたもの

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受ける者

イ 生活保護法の規定に準じて実施する、生活に困窮する外国人に対する保護を受ける者

(6) 前各号に定めるもののほか、保険料を減免することが適当であるとして市長が別に定める者

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める申請期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同項第 4 号に該当する者であつて、当該期限までに資格喪失証明書等を添付した国民健康保険の資格取得の届出を市長に提出した場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、保険料の減免割合その他保険料の減免に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則第 3 項中「「地方税法第 313 条第 3 項」と」の次に「、「110 万円」とあるのは「125 万円」と」を加える。

附則第 12 項中「第 21 条第 1 項第 2 号」を「第 21 条第 1 項第 4 号」に改める。

附則第 14 項中「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日

から施行する。

(1) 附則第 14 項の改正規定 公布の日

(2) 第 21 条の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 14 号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成 12 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項第 1 号中「35,100 円」を「35,800 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「49,100 円」を「50,100 円」に改め、同項第 4 号中「63,100 円」を「64,400 円」に改め、同項第 5 号中「70,100 円」を「71,600 円」に改め、同項第 6 号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「80,600 円」を「82,300 円」に改め、同項第 7 号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同号イ中「87,700 円」を「89,500 円」に改め、同項第 8 号ア中「300 万円」を「320 万円」に改め、同号イ中「105,200 円」を「107,400 円」に改め、同項第 9 号イ中「119,200 円」を「121,700 円」に改め、同項第 10 号イ中「126,200 円」を「128,900 円」に改め、同項第 11 号イ中「133,200 円」を「136,000 円」に改め、同項第 12 号イ中「147,300 円」を「150,300 円」に改め、同項第 13 号中「161,300 円」を「164,700 円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「21,000 円」を「21,500 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「21,000 円」を「21,500 円」に、「31,600 円」を「32,200 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「21,000 円」を「21,500 円」に、「45,600 円」を「46,500 円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第 8 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 15 号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成 9 年奈良市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市内に事務所等を有する事業者等であって規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けたものが利用者に代わって利用料金を支払う場合にあっては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 3 年 3 月 31 日揭示済）

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 16 号

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 2 号中「使用承認」を「利用承認」に、「使用制限」を「利用制限」に改める。

第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「使用」を「利用」に改め、同条第 3 項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 5 条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第 1 項中「次の」の次に「各号の」を加え、「使用」を「利用」に改め、同条第 2 項中「使用」を「利用」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定期利用）

第 5 条の 2 ワークスペース及びトレーニングルームは、1 箇月を単位として継続して利用することができる。

2 前項の規定による利用（以下「定期利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

第 6 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の 3 項を加える。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の 10 パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「使用者」を「利用者」に改める。

第 10 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に改め、同条第 2 項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第 3 項中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に改め、同条第 4 項中「使用者」を「利用者」に改める。

第 11 条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 14 条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第6条関係）

1 多目的ホール、リハーサル室、ワークスペース、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室及び多目的スペース利用料金の上限

区 分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
		円	円	円	円	円	円
多目的ホール	体育室として 独占利用	2,200	2,200	2,200	2,200	4,400	4,400
	体育室として 部分利用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200
リハーサル室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
ワークスペース	個別利用(1人 当たり)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	オープン利用 (1人当たり)	800	800	800	800	800	800
会議室A	独占利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分利用	500	500	500	500	1,000	1,000
会議室B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
研修室A		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
研修室B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
和室	独占利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分利用	500	500	500	500	1,000	1,000
技能講習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
実習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的スペース		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000

備考

- 1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。
- 4 「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。
- 5 多目的ホールを利用する場合において、次のいずれかに該当するときの利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。
 - (1) 500円を超える入場料を徴収するとき。
 - (2) 会費又は協力費を徴収するとき。
 - (3) 会員制度により会員を招待するとき。
 - (4) 商品等の売上高により招待券を発行するとき。
 - (5) その他これらに準ずるとき。
- 6 実習室を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。
- 7 「個別利用」とは、個人でワークスペース内の個室を利用する場合をいう。

- 8 「オープン利用」とは、ワークスペース（個室を除く。）を利用する場合をいう。
- 9 次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- 10 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 11 ワークスペースの定期利用の利用料金は、月額32,500円とする。
- 12 多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。

2 トレーニングルーム、シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回につき）

区 分	利 用 料 金
トレーニングルーム	500円
	回数券（11枚）5,000円
シャワー室	100円
サウナ室	150円
シャワー室・サウナ室	200円
トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円

備考

トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。

3 テニスコートの利用料金の上限（1面につき）

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円

備考

- 1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。
- 2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 附属設備及びその利用料金の上限

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市勤労者総合福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用承認に係る利用料金から適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（令和3年3月31日掲示済）

奈良市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 17 号

奈良市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び 同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	430 円	を
	令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び 同条第 7 号に掲げる施設		130 円	

令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び 同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	A に 0. 014 を乗じて 得た額	430 円	に改める。
			130 円	
			A に 0. 023 を乗じて 得た額	
			A に 0. 005 を乗じて 得た額	
			A に 0. 008 を乗じて 得た額	
			A に 0. 01 を乗じて得 た額	
			A に 0. 033 を乗じて 得た額	

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 18 号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和 39 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中学校の部に次のように加える。

奈良市立一条高等学校附属中学校	奈良市法華寺町 1, 351 番地
-----------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 19 号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成 15 年奈良市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 9 号中「糖尿病内科」を「糖尿病・内分泌内科」に改め、同号を同項第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) リウマチ・こう原病内科

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 20 号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 56 条第 3 項」を加える。

第 29 条の 3 第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 55 条第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 56 条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 88 条の 5 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「法附則第 15 条第 19 項」を「法附則第 15 条第 16 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「法附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「法附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「法附則第 15 条第 34 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「法附則第 15 条第 38 項」を「法附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を削り、同条第 9 項中「法附則第 15 条第 47 項」を「法附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 10 項を同条第 8 項とし、同条第 11 項を同条第 9 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 8 号中「法附則第 19 条の 3 第 4 項」を「法附則第 19 条の 3 第 5 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平

成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「(平成 30 年法律第 3 号) 附則第 22 条第 1 項」を「(令和 3 年法律第 7 号) 附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第 14 条第 1 項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 令和 2 年度分の固定資産税について奈良市税条例の一部を改正する条例(令和 3 年奈良市条例第 20 号)による改正前の奈良市税条例(以下「令和 3 年改正前の条例」という。)附則第 14 条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る令和 3 年改正前の条例附則第 14 条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第 15 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 18 条中「附則第 14 条第 1 項」の次に「(同条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 4 項」を加える。

附則第 19 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 20 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 21 条第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 22 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第 90 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 90 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 90 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 23 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 28 条の 6 第 2 項中「令和 3 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 28 条の 7 の 4 に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

附則第 28 条の 8 (見出しを含む。) 中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改める。

附則第 28 条の 9 (見出しを含む。) 中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 28 条の 10 (見出しを含む。) 中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 29 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 29 条の 2 中「(平成 30 年法律第 3 号) 附則第 22 条第 1 項」を「(令和 3 年法律第 7 号) 附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 30 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第 32 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 35 条中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の奈良市税条例 (以下「新条例」という。) 第 29 条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日 (以下この条及び第 4 条第 1 項において「施行日」という。) 以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の奈良市税条例 (次項において「旧条例」という。) 第 29 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 29 条の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 29 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 29 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 29 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 29 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。) 附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法 (平成 30 年法律第 25 号) の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間 (以下この項において「適用期間」という。) 内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等 (以下この項において「中小事

業者等」という。)が取得(同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第 41 項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)